

令和5年度

# 諫早市任期付職員採用試験案内

＜事務：生活保護ケースワーカー＞

受付期間 令和6年1月5日（金）～ 1月19日（金）

第一次試験 期日 令和6年 **1月27日**（土）  
場所 諫早市役所

諫早市では、これまで培われた能力・経験を活かし、本市で任期付常勤の生活保護ケースワーカーとして勤務できる人を募集します。

## 1 試験区分、採用予定者数、受験資格等

試験区分	採用予定数	任用期間	受験資格等
事務 (生活保護ケースワーカー)	2名程度	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで	昭和39年4月2日から平成6年3月31日までに生まれた人で社会福祉主事任用資格を有する人又は令和6年3月末までに社会福祉主事任用資格を有する見込みの人

※ 令和6年4月1日から勤務できる人に限ります。

※ 採用予定数については、変更になる場合があります。

※ 社会福祉主事任用資格を有するには、次のいずれかに該当することを要します。

(1) 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること。

(2) 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したこと。

(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条の規定に該当する者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 任用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 任期満了後は原則として退職となりますが、一時的な業務量の増加が引き続き発生している等の事情がある場合には、勤務成績を考慮して5年を超えない範囲で更新する場合があります。

## 3 試験の種目及び内容

### 第一次試験

試験の種目	試験の内容
基礎能力検査	言語的理解力や数的処理能力、論理的思考等についての択一式による筆記試験
適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみるための検査

### 第二次試験

試験の種目	試験の内容
個別面接	職務遂行能力、表現力、理解力などについての個別面接

## 4 試験の日時、場所及び発表

試験	日程	合格発表
第一次試験	令和6年1月27日(土) 受付時間 8時～8時30分 試験 9時～ 試験会場 諫早市東小路町7番1号 諫早市役所 ・基礎能力検査 70分 ・適応性検査 40分	2月初旬 受験者全員に文書で通知するほか、市役所前掲示場及び市のホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第二次試験	第一次試験合格通知の際にお知らせします。(2月中旬実施予定) ※ <u>応募状況によっては第一次試験と第二次試験を同日に実施する場合があります。</u>	

## 5 試験の注意事項(厳守)

※ 試験会場には駐車できません。

(諫早市役所及び諫早図書館の駐車場は利用できません。)

※ 持ち物は自己の責任において保管してください。

※ 受験申込者数により、受付時間、試験開始時間、試験会場を変更する場合があります。

その場合は、受験票発送の際にお知らせいたします。

※ 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡の場合は、諫早市のホームページでお知らせいたします。

## 6 採用までの過程及び給与等

合格から採用まで	<p>(ア)最終合格発表は、3月上旬頃の予定です。</p> <p>(イ)この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、成績順に採用者が決定されます。</p> <p>(ウ)合格者の数は、採用見込者数と辞退見込者数を基礎として決定しますので、採用者を上回る合格者数となり、合格しても採用されないこともあります。</p> <p>(エ)採用候補者名簿の有効期間は、原則として6か月です。</p> <p>(オ)受験資格欄の要件を期日までに満たさない方は、採用される資格を失います。</p> <p>(カ)受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。 また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。</p>
給 与	<p>給料月額 256,200円</p> <p>(ア)給与は、条例等の規定に基づき支給されます。</p> <p>(イ)給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。</p> <p>(ウ)昇給昇格はありません。</p>

## 7 勤務条件

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間）
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始等 ※休日であっても勤務が必要となる場合があります。
休 暇 等	年次有給休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季等）、育児休業、介護休暇等
健康保険・年金	長崎縣市町村共済組合に加入


## 8 採用後の職務内容

試験区分	職 務 内 容
事 務 (生活保護ケースワーカー)	こども福祉部保護課において主として生活保護ケースワーカー業務に従事します。

## 9 受験手続

原則としてインターネット（電子申請）により申し込んでください。

※ 電子申請ができない方は、職員課までご連絡ください。状況等を確認したうえで、郵送に必要な書類についてご案内します。

<p>申込方法</p> <p>電子申請 QRコード</p> 	<p>インターネットによる申込みには次のものがが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン又はスマートフォン（インターネットに接続可能であること。）</li> <li>・受験者本人の電子メールアドレス</li> <li>・プリンタ（受験票のPDFファイルをA4サイズで印刷できる環境が必要）</li> </ul>
	<p><b>① 申込方法確認</b></p> <p>諫早市任期付職員採用試験情報 Web ページで詳しい申込手続・注意事項を確認</p>
	<p><b>② 申込情報入力</b></p> <p>「諫早市電子申請サービス-諫早市任期付職員採用試験（生活保護ケースワーカー）受験申込」にアクセスし、必要事項を入力して「職務経歴書」及び「自己紹介書」を添付の上、データを送信</p> <p>※申込手続きは(1)利用者登録、(2)試験申込みの2段階となっています。          ※利用者登録だけでは申込完了ではありません。          ※日程に余裕をもって手続きをしてください。          ※送信後、自動返信メールで整理番号とパスワードが送信されます。          整理番号とパスワードは忘れないようにしてください。</p>
	<p><b>③ 受付完了</b></p> <p>受付完了メールを受信 (申込みから受付完了までに数日かかることがあります。)</p>
	<p><b>④ 受験票配信</b></p> <p>受験票の発行をメールにて通知しますので、「申込内容照会」画面から受験票（PDF）をダウンロードしてください。</p>
<p><b>⑤ 受験票作成</b></p> <p>受験票（PDF）をA4判用紙に印刷後、顔写真の貼付け及び署名を行い、受験票を作成してください。          作成した受験票は第一次試験当日に持参してください。          (受験票に写真がない場合は受験できません。)</p>	
<p>受付期間</p>	<p><b>令和6年1月5日（金）9時から令和6年1月19日（金）17時まで</b></p> <p>申込内容等に不備がある場合は、受付できずに返却することがあります。また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、早めに申し込んでください。受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。</p>
<p>その他</p>	<p>身体が不自由な方等で、受験に際して要望がある方は、事前に職員課まで連絡してください。</p>

## 10 問合せ先

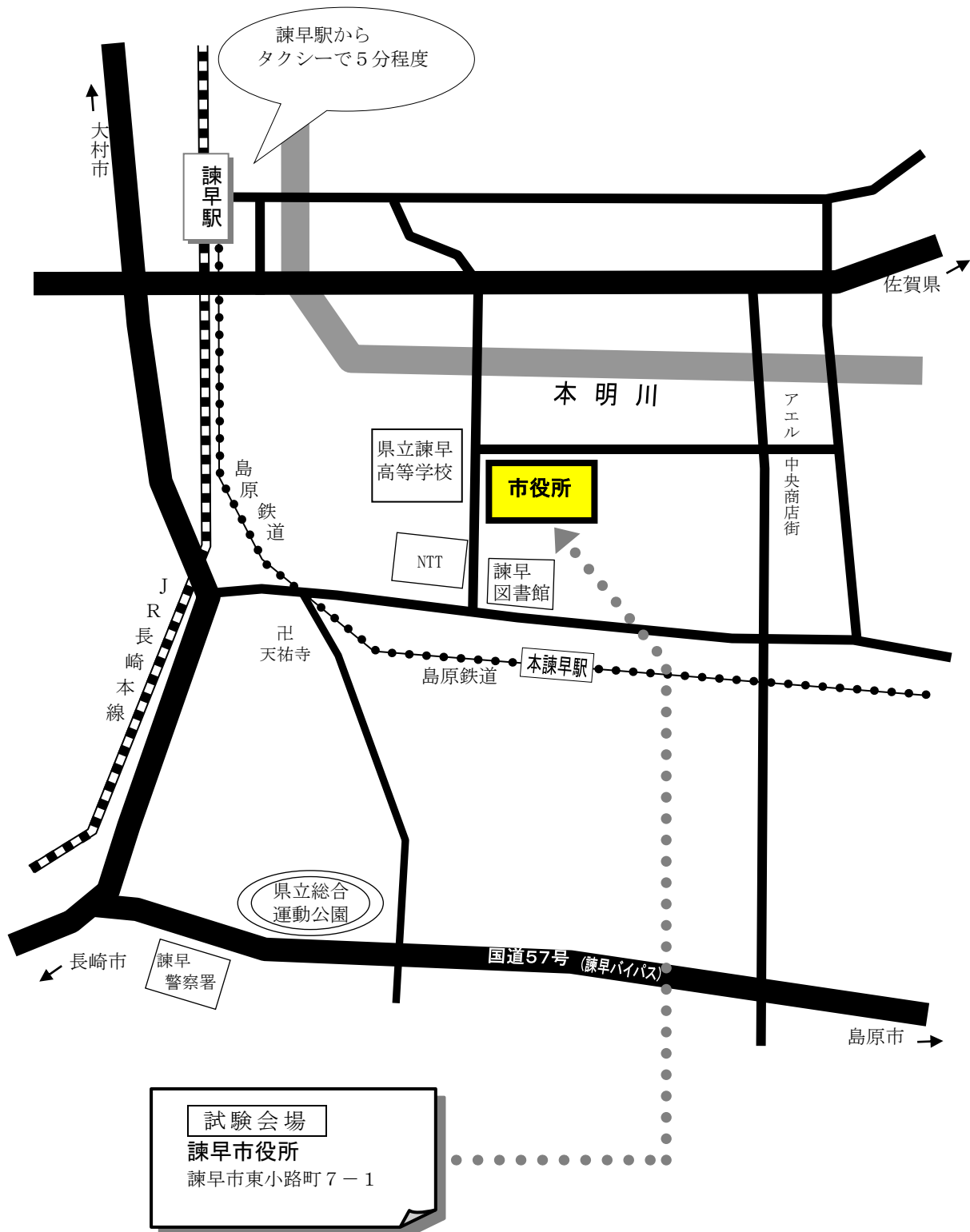
諫早市総務部職員課

〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

TEL 0957-22-1515（直通）

# 試験会場案内



※試験会場への車、バイク等の駐車はできません。